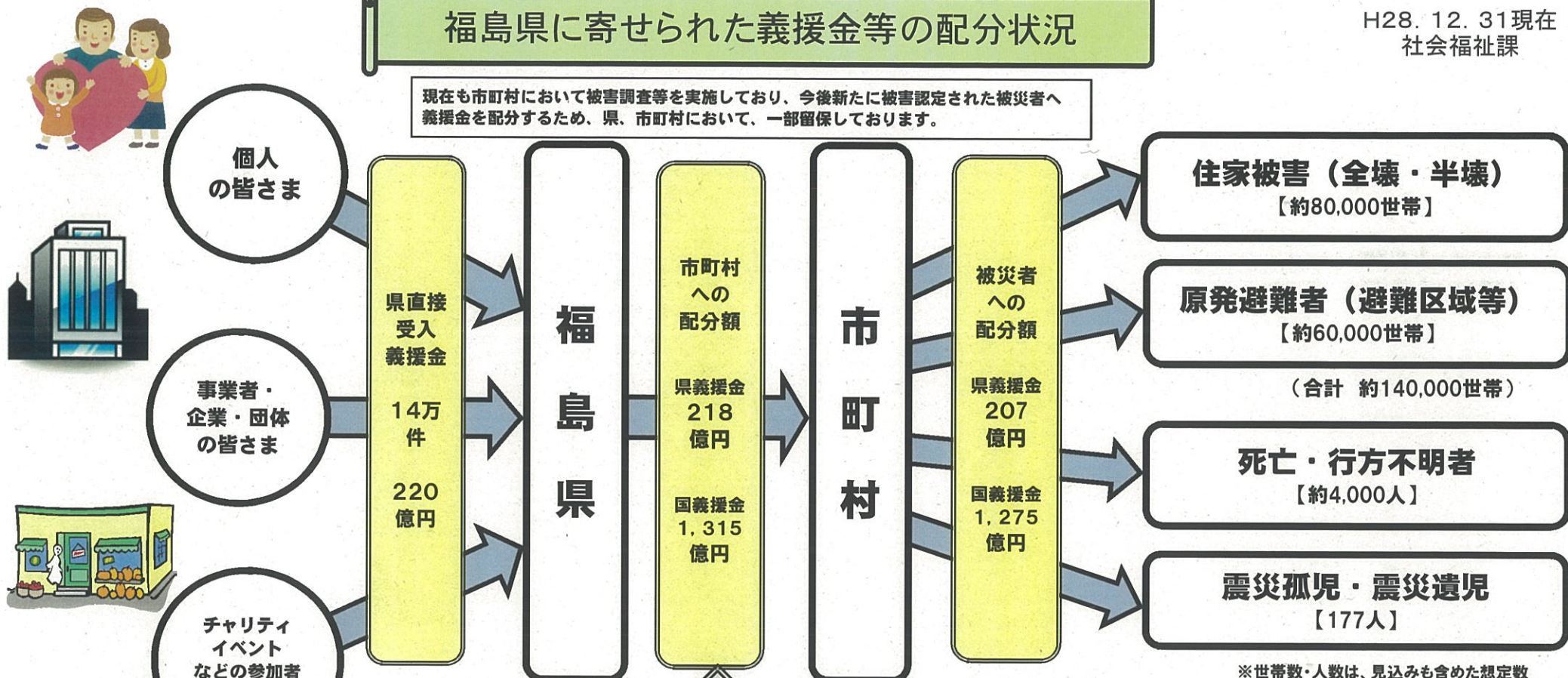


福島県に寄せられた義援金等の配分状況

H28. 12. 31現在
社会福祉課

現在も市町村において被害調査等を実施しており、今後新たに被害認定された被災者へ義援金を配分するため、県、市町村において、一部留保しております。



義援金配分委員会（配分基準を決定）

○第1次配分基準

	死亡者・行方不明者	住家全壊	住家半壊	原発避難関係世帯
県義援金	—	5万円	5万円	5万円
国義援金	35万円	35万円	18万円	35万円

○第2次配分基準

- ①市町村へ枠配分。被災者への配分基準は、市町村が決定。
- ②震災孤児・震災遺児への配分

	震災孤児	震災遺児
県義援金	100万円	50万円

※ 県の義援金受入期間：平成23年3月14日～平成29年3月31日